

岩手県医療局管理規程第7号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																								
1	<p>(固定資産の範囲)</p> <p>第138条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 無形固定資産 ア～オ [略]</p> <p>カ リース資産（ファイナンス・リース取引により借入れた資産であって、当該ファイナンス・リース取引に係るリース物件がアからオまで及び<u>キ</u>に掲げるものである場合に限る。）</p> <p><u>キ</u> [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(建設仮勘定)</p> <p>第146条 [略]</p> <p>(減価償却)</p> <p>第155条 固定資産のうち土地、書画骨とう、建設仮勘定、電話加入権及び投資その他の資産（長期前払消費税を除く。）を除く資産を償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。</p> <p>別表第2（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>固定資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>コード番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	コード番号	備考	[略]						<p>(固定資産の範囲)</p> <p>第138条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 無形固定資産 ア～オ [略]</p> <p>カ リース資産（ファイナンス・リース取引により借入れた資産であって、当該ファイナンス・リース取引に係るリース物件がアからオまで及び<u>ク</u>に掲げるものである場合に限る。）</p> <p><u>キ</u> ソフトウェア仮勘定（事業の用に供するソフトウェアを製作した場合における支出した金額をいう。）</p> <p><u>ク</u> [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(建設仮勘定)</p> <p>第146条 [略]</p> <p><u>(ソフトウェア仮勘定)</u></p> <p><u>第146条の2 ソフトウェアの製作のうち当該製作期間が複数年度にわたるものは、ソフトウェア仮勘定を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 医事企画課総括課長は、ソフトウェアが完成したときは、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。</u></p> <p>(減価償却)</p> <p>第155条 固定資産のうち土地、書画骨とう、建設仮勘定、電話加入権、<u>ソフトウェア仮勘定</u>及び投資その他の資産（長期前払消費税を除く。）を除く資産を償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。</p> <p>別表第2（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>固定資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>コード番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	コード番号	備考	[略]					
款	項	目	節	コード番号	備考																					
[略]																										
款	項	目	節	コード番号	備考																					
[略]																										

無形固定	[略]	
資産	リース資産	[略]
	その他無形固定資産	[略]
[略]		

[略]

無形固定	[略]		
資産	リース資産	[略]	
	ソフトウェア仮勘定	0,203	ソフトウェアの製作のため支出する委託費用
	ソフトウェア仮勘定消費税及び地方消費税相当分	0,210	本体ソフトウェア仮勘定に係る消費税及び地方消費税相当額
	その他無形固定資産	[略]	
[略]			

[略]

2

(指定納付受託者による納付)

第30条の2 会計出納員及び現金取扱員は、収入金の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第157条の2で定める者のうち局長が指定した者であつて納入義務者の委託を受けたものに、当該委託を受けた納付事務を行わせることができる。この場合において、会計出納員及び現金取扱員は、当該収入金の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入金を当該委託を受けた者に納付させることができる。

(金銭の徴収又は収納の委託)

第35条の2 第34条第1項及び第35条の規定は、収入徴収担当者が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき病院事業の業務に係る金銭の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合に準用するものとする。この場合において、「現金取扱員」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

(指定納付受託者による納付)

第30条の2 会計出納員及び現金取扱員は、収入金の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第158条で定める者のうち局長が指定した者であつて納入義務者の委託を受けたものに、当該委託を受けた納付事務を行わせることができる。この場合において、会計出納員及び現金取扱員は、当該収入金の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入金を当該委託を受けた者に納付させることができる。

(金銭の徴収又は収納の委託)

第35条の2 第34条第1項及び前条の規定は、収入徴収担当者が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき病院事業の業務に係る金銭の徴収又は収納の事務を委託した場合に準用するものとする。この場合において、第34条第1項及び前条「現金取扱員」とあるのは「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により病院事業の業務に係る

金銭の徴収又は収納の事務の委託を受けた者」と、同項中「うちに」とあるのは「うちに（局長が別に定める歳入にあつては、別に定める日までに）」と読み替えるものとする。

2 地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の5第1項の局長が定める歳入は、次に掲げるものとする。

- (1) 医業収益
- (2) 医業未収金
- (3) 医業外収益（駐車場の利用料に限る。）

(小切手の償還等)

第61条 会計出納員は、債権者から地方公営企業法施行令第21条の9第2項の規定による支払の請求を受けたとき、及び小切手の所持人から地方公営企業法施行令第21条の12の規定による償還の請求を受けたときは、その内容を調査し、支払し、又は償還すべきものと認めるときは、当該書類を添えて支出命令者に支出の手続を要求しなければならない。

(一般競争入札の入札保証金)

第183条 [略]

2 地方公営企業法施行令第21条の14の入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積もる入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、単価により入札を行う場合の入札保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。

(随意契約によることができる額)

第196条の2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。

[略]

(契約保証金)

第202条 [略]

2 地方公営企業法施行令第21条の14の契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価により契約を結ぶ場合の契約保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。

別表第2（第16条関係）

[略]

流動負債

款	項	目	節	コード 番号	備考
---	---	---	---	-----------	----

(小切手の償還等)

第61条 会計出納員は、債権者から地方公営企業法施行令第21条の9第2項の規定による支払の請求を受けたとき、及び小切手の所持人から地方公営企業法施行令第21条の13の規定による償還の請求を受けたときは、その内容を調査し、支払、又は償還すべきものと認めるときは、当該書類を添えて支出命令者に支出の手続を要求しなければならない。

(一般競争入札の入札保証金)

第183条 [略]

2 地方公営企業法施行令第21条の15の入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、単価により入札を行う場合の入札保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。

(随意契約によることができる額)

第196条の2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。

[略]

(契約保証金)

第202条 [略]

2 地方公営企業法施行令第21条の15の契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価により契約を結ぶ場合の契約保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。

別表第2（第16条関係）

[略]

流動負債

款	項	目	節	コード 番号	備考
---	---	---	---	-----------	----

[略]			
その他流			
動負債	預り金	[略]	地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の4第2項に基づく預り金(契約保証金、入札保証金等をいう。)
	[略]		
[略]			

[略]			
その他流			
動負債	預り金	[略]	地方自治法第235条の4第2項に基づく預り金(契約保証金、入札保証金等をいう。)
	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規程は、令和6年3月29日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。
- 地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定に基づき公金の収納の事務をなお従前の例により行わせる場合におけるこの規程(表2の項の改正部分に限る。)による改正後の医療局財務規程第35条の2第1項の規定の適用については、同項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第4項において準用する同条第3項」と、「委託した」とあるのは「行わせた」と、「徴収又は収納の事務の委託を受けた」とあるのは「収納の事務を行う」とする。